

## 2 国・地方公共団体等における在職状況

### (1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	39	301,926	844	40	4,814	0	6,542.0	141.0	2.17	39	100.0
	( 39 )	( 303,632 )	( 854 )	( 16 )	( 4,801 )	( 0 )	( 6,585 )	( 230.0 )	( 2.17 )	( 38 )	( 97.4 )
行政機関	30	274,818	783	40	4,319	0	5,925.0	134.0	2.16	30	100.0
	( 30 )	( 276,619 )	( 795 )	( 16 )	( 4,371 )	( 0 )	( 5,977 )	( 215 )	( 2.16 )	( 29 )	( 96.7 )
立法機関	5	3,302	7	0	58	0	72.0	1.0	2.18	5	100.0
	( 5 )	( 3,337 )	( 6 )	( 0 )	( 62 )	( 0 )	( 74 )	( 0 )	( 2.22 )	( 5 )	( 100.0 )
司法機関	4	23,806	54	0	437	0	545.0	6.0	2.29	4	100.0
	( 4 )	( 23,676 )	( 53 )	( 0 )	( 428 )	( 0 )	( 534.0 )	( 15 )	( 2.26 )	( 4 )	( 100.0 )

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分				
計	6,542.0	841	40	4,736	6,458	129	3	0	24	30	11	54	0	54.0	1.0				
	( 6,585 )	( 853 )	( 16 )	( 4,801 )	( 6,523 )	( 211 )	( 1 )	( 0 )	( 18 )	( 20 )	( 18 )	( 42 )	( 0 )	( 42 )	( 1 )				
行政機関	5,925.0	780	40	4,243	5,843	123	3	0	23	29	10	53	0	53.0	1.0				
	( 5,977 )	( 794 )	( 16 )	( 4,312 )	( 5,916 )	( 196 )	( 1 )	( 0 )	( 18 )	( 20 )	( 10 )	( 41 )	( 0 )	( 41 )	( 1 )				
立法機関	72.0	7	0	56	70	0	0	0	1	1	1	1	0	1.0	0.0				
	( 74 )	( 6 )	( 0 )	( 6 )	( 73 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 1 )	( 0 )	( 1 )	( 0 )				
司法機関	545.0	54	0	437	545	6	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0				
	( 534 )	( 53 )	( 0 )	( 428 )	( 534 )	( 15 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )				

#### [2(1)①表の注]

- ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- F欄の「うち新規雇用分」は平成18年6月2日から平成19年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成18年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [2(1)②表の注]

- ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成18年6月2日から平成19年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成18年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関 (法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 163 ( 163 )	334,373 ( 345,142 )	2,012 ( 2,004 )	32 ( 26 )	4,038 ( 4,142 )	0 ( 0 )	8,094.0 ( 8,176 )	155.0 ( 142 )	2.42% ( 2.37 )	機関 151 ( 148 )	92.6% ( 90.8 )
都道府県知事部局	機関 47 ( 47 )	275,651 ( 286,083 )	1,680 ( 1,683 )	18 ( 16 )	3,332 ( 3,427 )	0 ( 0 )	6,710.0 ( 6,809 )	100.0 ( 101 )	2.43% ( 2.38 )	機関 47 ( 46 )	100.0% ( 97.9 )
その他の都道府県機関	116 ( 116 )	59,722 ( 59,059 )	332 ( 321 )	14 ( 10 )	706 ( 715 )	0 ( 0 )	1,384.0 ( 1,367 )	55.0 ( 41 )	2.36% ( 2.31 )	104 ( 102 )	89.7% ( 87.9 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	8,094.0 ( 8,176 )	2,010 ( 2,004 )	32 ( 26 )	3,995 ( 4,110 )	8,047 ( 8,144 )	147 ( 141 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )	9 ( 6 )	13 ( 6 )	7 ( 1 )	34 ( 26 )	0 ( 0 )	34.0 ( 26 )	1.0 ( 0 )
都道府県知事部局	6,710.0 ( 6,809 )	1,678 ( 1,683 )	18 ( 16 )	3,308 ( 3,411 )	6,682 ( 6,793 )	92 ( 100 )	2 ( 0 )	0 ( 0 )	9 ( 6 )	13 ( 6 )	7 ( 1 )	15 ( 10 )	0 ( 0 )	15.0 ( 10 )	1.0 ( 0 )
その他の都道府県機関	1,384.0 ( 1,367 )	332 ( 321 )	14 ( 10 )	687 ( 699 )	1,365 ( 1,351 )	55 ( 41 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	19 ( 16 )	0 ( 0 )	19.0 ( 16 )	0.0 ( 0 )

注 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関 (法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
市町村の機関	機関 2,585 ( 2,624 )	人 968,172 ( 985,625 )	人 5,647 ( 5,523 )	人 133 ( 128 )	人 10,677 ( 10,771 )	人 16 ( 16 )	人 22,112.0 ( 21,953 )	人 758.0 ( 659 )	% 2.28 ( 2.23 )	機関 2,097 ( 2,037 )	% 81.1 ( 77.6 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 22,112.0 ( 21,953 )	人 5,629 ( 5,506 )	人 115 ( 111 )	人 10,345 ( 10,521 )	人 21,718 ( 21,644 )	人 716 ( 633 )	人 18 ( 17 )	人 18 ( 17 )	人 171 ( 143 )	人 225 ( 194 )	人 32 ( 16 )	人 161 ( 107 )	人 16 ( 16 )	人 169.0 ( 115 )	人 10.0 ( 10 )

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 153 ( 152 )	人 649,369 ( 658,741 )	人 2,731 ( 2,595 )	人 55 ( 48 )	人 4,550 ( 4,410 )	人 0 ( 0 )	人 10,067.0 ( 9,648 )	人 275.0 ( 155 )	% 1.55 ( 1.46 )	機関 87 ( 77 )	% 56.9 ( 50.7 )
都道府県教育委員会	機関 47 ( 47 )	人 556,492 ( 566,655 )	人 2,297 ( 2,165 )	人 51 ( 45 )	人 3,743 ( 3,620 )	人 0 ( 0 )	人 8,388.0 ( 7,995 )	人 174.0 ( 112 )	% 1.51 ( 1.41 )	機関 2 ( 2 )	% 4.3 ( 4.3 )
市町村教育委員会	機関 106 ( 105 )	人 92,877 ( 92,086 )	人 434 ( 430 )	人 4 ( 3 )	人 807 ( 790 )	人 0 ( 0 )	人 1,679.0 ( 1,653 )	人 101.0 ( 43 )	% 1.81 ( 1.80 )	機関 85 ( 76 )	% 80.2 ( 71.4 )

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在职状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 10,067.0 ( 9,648 )	人 2,730 ( 2,595 )	人 55 ( 48 )	人 4,513 ( 4,391 )	人 10,028 ( 9,629 )	人 267 ( 151 )	人 1 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 10 ( 8 )	人 12 ( 8 )	人 7 ( 3 )	人 27 ( 11 )	人 0 ( 0 )	人 27.0 ( 11 )	人 1.0 ( 1 )
都道府県教育委員会	人 8,388.0 ( 7,995 )	人 2,297 ( 2,165 )	人 51 ( 45 )	人 3,715 ( 3,605 )	人 8,360 ( 7,980 )	人 170 ( 109 )	人 0 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 8 ( 7 )	人 8 ( 7 )	人 3 ( 3 )	人 20 ( 8 )	人 0 ( 0 )	人 20.0 ( 8 )	人 1.0 ( 0 )
市町村教育委員会	人 1,679.0 ( 1,653 )	人 433 ( 430 )	人 4 ( 3 )	人 798 ( 786 )	人 1,668 ( 1,649 )	人 97 ( 42 )	人 1 ( 0 )	人 0 ( 0 )	人 2 ( 1 )	人 4 ( 1 )	人 4 ( 0 )	人 7 ( 3 )	人 0 ( 0 )	人 7.0 ( 3 )	人 0.0 ( 1 )

注 2(1)②の表と同じ

### 3 特殊法人における雇用状況(法定雇用率2.1%)

#### ① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
特殊法人	法人 247 ( 246 )	人 454,409 ( 451,534 )	人 2,141 ( 1,728 )	人 166 ( 104 )	人 4,467 ( 3,489 )	人 31 ( 9 )	人 8,930.5 ( 7,053.5 )	人 2,209.5 ( 798.5 )	% 1.97 ( 1.56 )	法人 150 ( 134 )	% 60.7 ( 54.5 )
独立行政法人等	194 ( 198 )	437,748 ( 436,064 )	2,067 ( 1,658 )	161 ( 100 )	4,335 ( 3,360 )	31 ( 9 )	8,645.5 ( 6,780.5 )	2,179.5 ( 756.5 )	1.97 ( 1.55 )	115 ( 102 )	59.3 ( 51.5 )
地方独立行政法人等	53 ( 48 )	16,661 ( 15,470 )	74 ( 70 )	5 ( 4 )	132 ( 129 )	0 ( 0 )	285.0 ( 273.0 )	30.0 ( 42 )	1.71 ( 1.76 )	35 ( 32 )	66.0 ( 66.7 )

注 1(1)①の表と同じ

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
特殊法人	人 8,930.5 ( 7,053.5 )	人 2,055 ( 1,692 )	人 163 ( 103 )	人 3,747 ( 3,189 )	人 8,020 ( 6,676 )	人 1,701 ( 551 )	人 86 ( 36 )	人 3 ( 1 )	人 331 ( 165 )	人 506 ( 228 )	人 311 ( 215 )	人 389 ( 146 )	人 31 ( 9 )	人 404.5 ( 149.5 )	人 197.5 ( 32.5 )	
独立行政法人等	8,645.5 ( 6,780.5 )	1,982 ( 1,823 )	169 ( 100 )	3,618 ( 3,062 )	7,741 ( 6,408 )	1,671 ( 512 )	85 ( 35 )	2 ( 0 )	331 ( 155 )	503 ( 225 )	311 ( 213 )	386 ( 143 )	31 ( 9 )	401.5 ( 147.5 )	197.5 ( 31.5 )	
地方独立行政法人等	285.0 ( 273 )	73 ( 69 )	4 ( 3 )	129 ( 127 )	279 ( 268 )	30 ( 39 )	1 ( 1 )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	3 ( 3 )	0 ( 2 )	3 ( 2 )	0 ( 0 )	3.0 ( 2.0 )	0.0 ( 1.0 )	

注 1(1)②の表と同じ

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第7号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第8号から第9号までの法人を指す。

## 4 公的機関の各機関の状況

### (1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	301,926	6,542.0	2.17	0.0	
行政機関合計	274,818	5,925.0	2.16	0.0	
内閣官房	652	14.0	2.15	0.0	
内閣府	2,392	51.0	2.13	0.0	
内閣法制局	73	1.0	1.37	0.0	
金融庁	1,359	29.0	2.13	0.0	
宮内庁	787	21.0	2.67	0.0	
警察庁	1,654	40.0	2.42	0.0	
総務省	5,186	112.0	2.16	0.0	特例承認あり(注4)
公正取引委員会	710	15.0	2.11	0.0	
法務省	32,083	692.0	2.16	0.0	
公安調査庁	1,497	32.0	2.14	0.0	
外務省	5,504	118.0	2.14	0.0	
財務省	10,825	239.0	2.21	0.0	
国税庁	54,686	1,176.0	2.15	0.0	
文部科学省	2,178	49.0	2.25	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	40,092	865.0	2.16	0.0	
社会保険庁	16,535	349.0	2.11	0.0	
農林水産省	21,236	457.0	2.15	0.0	
水産庁	502	12.0	2.39	0.0	
林野庁	4,539	96.0	2.12	0.0	
経済産業省	5,639	119.0	2.11	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,766	63.0	2.28	0.0	
国土交通省	36,614	789.0	2.15	0.0	
海上保安庁	95	3.0	3.16	0.0	
海難審判庁	222	6.0	2.70	0.0	
気象庁	4,512	95.0	2.11	0.0	
環境省	1,166	28.0	2.40	0.0	
防衛省	16,678	352.0	2.11	0.0	
防衛施設庁	2,699	57.0	2.11	0.0	
人事院	667	15.0	2.25	0.0	
会計検査院	1,270	30.0	2.36	0.0	
立法機関合計	3,302	72.0	2.18	0.0	
衆議院事務局	1,255	27.0	2.15	0.0	
衆議院法制局	73	1.0	1.37	0.0	
参議院事務局	981	21.0	2.14	0.0	
参議院法制局	70	1.0	1.43	0.0	
国立国会図書館	923	22.0	2.38	0.0	
司法機関合計	23,806	545.0	2.29	0.0	
最高裁判所	1,020	22.0	2.16	0.0	
高等裁判所	1,727	46.0	2.66	0.0	
地方裁判所	16,166	362.0	2.24	0.0	
家庭裁判所	4,893	115.0	2.35	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	275,651	6,710.0	2.43	0.0	
北海道	17,174	411.0	2.39	0.0	
青森県	4,658	124.0	2.66	0.0	
岩手県	4,278	91.0	2.13	0.0	
宮城県	5,294	121.0	2.29	0.0	
秋田県	4,077	88.0	2.16	0.0	
山形県	5,155	109.0	2.11	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	6,341	143.0	2.26	0.0	
茨城県	5,401	115.0	2.13	0.0	
栃木県	5,136	117.0	2.28	0.0	
群馬県	5,068	108.0	2.13	0.0	
埼玉県	8,138	243.0	2.99	0.0	
千葉県	8,931	207.0	2.32	0.0	
東京都	21,353	660.0	3.09	0.0	
神奈川県	8,736	272.0	3.11	0.0	
新潟県	6,696	148.0	2.21	0.0	
富山県	3,835	81.0	2.11	0.0	
石川県	4,155	90.0	2.17	0.0	
福井県	3,387	72.0	2.13	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	4,159	89.0	2.14	0.0	
長野県	6,317	138.0	2.18	0.0	
岐阜県	5,872	124.0	2.11	0.0	
静岡県	6,750	146.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,767	192.0	2.19	0.0	
三重県	4,626	111.0	2.40	0.0	
滋賀県	3,243	79.0	2.44	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	5,658	151.0	2.67	0.0	
大阪府	9,113	273.0	3.00	0.0	
兵庫県	9,156	213.0	2.33	0.0	
奈良県	3,888	91.0	2.34	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,797	82.0	2.16	0.0	
鳥取県	3,442	78.0	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,843	86.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,341	93.0	2.14	0.0	
広島県	6,697	163.0	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,931	114.0	2.31	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,307	70.0	2.12	0.0	
香川県	3,649	79.0	2.16	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,277	91.0	2.13	0.0	
高知県	3,848	82.0	2.13	0.0	
福岡県	7,977	245.0	3.07	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,145	71.0	2.26	0.0	
長崎県	4,427	102.0	2.30	0.0	
熊本県	5,057	134.0	2.65	0.0	
大分県	3,922	91.0	2.32	0.0	
宮崎県	3,852	84.0	2.18	0.0	
鹿児島県	5,394	128.0	2.37	0.0	
沖縄県	4,383	110.0	2.51	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
福井県	福井県企業局				
静岡県	静岡県企業局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県採用委員会事務局
鳥取県	鳥取県企業局				
島根県	島根県企業局				
広島県	広島県企業局				
山口県	山口県企業局				
香川県	香川県病院局				
福岡県	福岡県議会事務局				

## (3) その他の都道府県機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	58,722	1,384.0	2.36	44.0	
北海道企業局	99	6.0	6.06	0.0	
北海道議会事務局	72	3.0	4.17	0.0	
北海道監査委員事務局	52	2.0	3.85	0.0	
北海道警察本部	1,341	31.0	2.31	0.0	
青森県病院局	296	4.0	1.35	2.0	
青森県警察本部	377	10.0	2.65	0.0	
岩手県医療局	3,009	64.0	2.13	0.0	
岩手県企業局	78	4.0	5.13	0.0	
岩手県警察本部	315	5.0	1.59	1.0	
宮城県病院局	232	4.0	1.72	0.0	
宮城県企業局	69	2.0	2.90	0.0	
宮城県警察本部	522	10.0	1.92	0.0	
秋田県警察本部	378	8.0	2.12	0.0	
山形県警察本部	346	9.0	2.60	0.0	
福島県病院局	333	6.0	1.80	0.0	
福島県警察本部	464	10.0	2.16	0.0	
茨城県企業局	198	4.0	2.02	0.0	
茨城県病院局	309	6.0	1.94	0.0	
茨城県警察本部	509	12.0	2.36	0.0	
栃木県企業局	109	3.0	2.75	0.0	
栃木県警察本部	452	11.0	2.43	0.0	
群馬県企業局	321	7.0	2.18	0.0	
群馬県病院局	362	10.0	2.76	0.0	
群馬県警察本部	607	17.0	2.80	0.0	
埼玉県企業局	440	13.0	2.95	0.0	
埼玉県病院局	723	17.0	2.35	0.0	
埼玉県議会事務局	66	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	31.0	2.79	0.0	
千葉県企業庁	494	17.0	3.44	0.0	
千葉県水道局	1,038	25.0	2.41	0.0	
千葉県病院局	696	16.0	2.30	0.0	
千葉県議会事務局	57	2.0	3.51	0.0	
北千葉広域水道企業団	86	2.0	2.33	0.0	
君津広域水道企業団	68	1.0	1.47	0.0	
千葉県警察本部	1,161	27.0	2.33	0.0	
東京都議会議会局	127	3.0	2.36	0.0	
東京都人事委員会	67	2.0	2.99	0.0	
東京都監査事務局	89	3.0	3.37	0.0	
東京都交通局	1,976	49.0	2.48	0.0	
東京都水道局	2,864	89.0	3.11	0.0	
東京都下水道局	1,286	55.0	4.28	0.0	
警視庁	3,031	41.0	1.35	22.0	
東京消防庁	417	3.0	0.72	5.0	
神奈川県企業庁	1,047	32.0	3.06	0.0	
神奈川県病院局	1,000	24.0	2.40	0.0	
神奈川県議会議会局	74	3.0	4.05	0.0	
神奈川県警察本部	1,704	36.0	2.11	0.0	
新潟県企業局	97	0.0	0.00	2.0	
新潟県病院局	1,568	32.0	2.04	0.0	
新潟県警察本部	519	9.0	1.73	1.0	
富山県企業局	140	3.0	2.14	0.0	
富山県警察本部	319	6.0	1.88	0.0	
石川県警察本部	364	9.0	2.47	0.0	
福井県警察本部	301	6.0	1.99	0.0	
山梨県企業局	111	3.0	2.70	0.0	
山梨県警察本部	286	8.0	2.80	0.0	
長野県企業局	53	3.0	5.66	0.0	
長野県警察本部	417	10.0	2.40	0.0	
岐阜県警察本部	434	13.0	3.00	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	335	7.0	2.09	0.0	
静岡県警察本部	641	13.0	2.03	0.0	



	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	326	10.0	3.07	0.0	
愛知県病院事業庁	650	14.0	2.15	0.0	
名古屋港管理組合	275	5.0	1.82	0.0	
愛知県議会事務局	76	2.0	2.63	0.0	
愛知県警察本部	969	24.0	2.48	0.0	
三重県企業庁	121	4.0	3.31	0.0	
三重県病院事業庁	466	5.0	1.07	4.0	注4①
三重県警察本部	387	9.0	2.33	0.0	
滋賀県警察本部	299	6.0	2.01	0.0	
京都府企業局	76	2.0	2.63	0.0	
京都府警察本部	717	17.0	2.37	0.0	
大阪府水道部	476	10.0	2.10	0.0	
大阪府議会事務局	60	1.0	1.67	0.0	
大阪府警察本部	1,787	41.0	2.29	0.0	
兵庫県議会事務局	64	1.0	1.56	0.0	
兵庫県企業庁	221	10.0	4.52	0.0	
兵庫県病院局	1,857	48.0	2.58	0.0	
兵庫県警察本部	830	20.0	2.41	0.0	
奈良県警察本部	344	10.0	2.91	0.0	
和歌山県警察本部	330	6.0	1.82	0.0	
鳥取県病院局	349	13.0	3.72	0.0	
鳥取県警察本部	286	9.0	3.15	0.0	
島根県病院局	297	7.0	2.36	0.0	
島根県警察本部	277	8.0	2.89	0.0	
岡山県企業局	111	3.0	2.70	0.0	
岡山県警察本部	516	11.0	2.13	0.0	
広島県議会事務局	59	0.0	0.00	1.0	注4②
広島県警察本部	536	11.0	2.05	0.0	
山口県警察本部	476	14.0	2.94	0.0	
徳島県企業局	118	3.0	2.54	0.0	
徳島県病院局	328	7.0	2.13	0.0	
徳島県警察本部	297	6.0	2.02	0.0	
香川県警察本部	283	6.0	2.12	0.0	
愛媛県警察本部	415	9.0	2.17	0.0	
愛媛県公営企業管理局	744	17.0	2.28	0.0	
高知県公営企業局	263	8.0	3.04	0.0	
高知県警察本部	291	7.0	2.41	0.0	
福岡県警察本部	945	19.0	2.01	0.0	
佐賀県警察本部	292	6.0	2.05	0.0	
長崎県交通局	154	5.0	3.25	0.0	
長崎県病院局	144	2.0	1.39	1.0	注4③
長崎県離島医療圏組合	614	10.0	1.63	2.0	
長崎県警察本部	451	10.0	2.22	0.0	
熊本県警察本部	421	8.0	1.90	0.0	
大分県企業局	109	2.0	1.83	0.0	
大分県病院局	230	4.0	1.74	0.0	
大分県警察本部	334	5.0	1.50	2.0	
宮崎県企業局	84	1.0	1.19	0.0	
宮崎県病院局	401	8.0	2.00	0.0	
宮崎県警察本部	306	5.0	1.63	1.0	
鹿児島県立病院局	376	7.0	1.86	0.0	
鹿児島県警察本部	429	10.0	2.33	0.0	
沖縄県警察本部	299	7.0	2.34	0.0	
沖縄県企業局	297	11.0	3.70	0.0	
沖縄県病院事務局	802	17.0	2.12	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ① 三重県病院事業庁においては、11月12日現在において、障害者の数10.0人、実雇用率2.15%、不足数0.0人となっている。

② 広島県知事部局においては、11月8日付で議会事務局と特例認定を受けた。この結果、広島県知事部局の障害者の数は163.0人、実雇用率2.41%、不足数0.0人となった。

③ 長崎県知事部局においては、10月2日付で病院局と特例認定を受けた。この結果、長崎県知事部局の障害者の数は104.0人、実雇用率2.18%、不足数0.0人となった。

## (4) 都道府県教育委員会の状況 (法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	556,492	8,388.0	1.51	2,792.0	
北海道	28,967	455.0	1.57	124.0	
青森県	9,505	136.0	1.43	54.0	
岩手県	9,499	113.0	1.19	76.0	
宮城県	9,947	150.0	1.51	48.0	
秋田県	7,095	84.0	1.18	57.0	
山形県	6,970	77.0	1.10	62.0	
福島県	12,689	131.0	1.03	122.0	
茨城県	15,027	176.0	1.17	124.0	
栃木県	10,893	124.0	1.14	93.0	
群馬県	10,544	187.0	1.77	23.0	
埼玉県	26,467	361.0	1.36	168.0	
千葉県	23,124	306.0	1.32	156.0	
東京都	40,878	709.0	1.73	108.0	
神奈川県	21,503	311.0	1.45	119.0	
新潟県	11,861	129.0	1.09	108.0	
富山県	6,384	88.0	1.38	39.0	
石川県	6,552	121.0	1.85	10.0	
福井県	5,782	71.0	1.23	44.0	
山梨県	5,887	75.0	1.27	42.0	
長野県	12,243	209.0	1.71	35.0	
岐阜県	11,875	175.0	1.47	62.0	
静岡県	12,245	214.0	1.75	30.0	
愛知県	25,854	315.0	1.22	202.0	
三重県	9,911	134.0	1.35	64.0	
滋賀県	8,050	127.0	1.58	34.0	
京都府	7,807	167.0	2.14	0.0	
大阪府	24,365	551.0	2.26	0.0	
兵庫県	19,681	350.0	1.78	43.0	
奈良県	6,543	124.0	1.90	6.0	
和歌山県	6,813	135.0	1.98	1.0	
鳥取県	4,294	69.0	1.61	16.0	
島根県	5,171	72.0	1.39	31.0	
岡山県	10,858	119.0	1.10	98.0	
広島県	10,375	155.0	1.49	52.0	
山口県	8,833	120.0	1.36	56.0	
徳島県	5,456	92.0	1.69	17.0	
香川県	5,728	97.0	1.69	17.0	
愛媛県	9,436	156.0	1.65	32.0	
高知県	6,097	79.0	1.30	42.0	
福岡県	15,153	214.0	1.41	89.0	
佐賀県	5,778	91.0	1.57	24.0	
長崎県	9,495	143.0	1.51	46.0	
熊本県	9,832	180.0	1.83	16.0	
大分県	6,998	108.0	1.54	31.0	
宮崎県	7,208	99.0	1.37	45.0	
鹿児島県	10,583	158.0	1.49	53.0	
沖縄県	10,236	131.0	1.28	73.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ③欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## (5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>独立行政法人等合計</b>	<b>437,748</b>	<b>8,645.5</b>	<b>1.97</b>	<b>811.5</b>	
日本郵政公社	217,942	4,309.0	1.98	267.0	注5①
自動車検査	869	23.0	2.65	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	158	2.0	1.27	1.0	
医薬品医療機器総合機構	445	13.0	2.92	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,757	40.0	2.28	0.0	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	125	0.0	0.00	2.0	
海技教育機構	207	5.0	2.42	0.0	
海上技術安全研究所	219	4.0	1.83	0.0	
海洋研究開発機構	765	18.0	2.35	0.0	
科学技術振興機構	462	10.0	2.16	0.0	
家畜改良センター	903	20.0	2.21	0.0	
環境再生保全機構	146	4.0	2.74	0.0	
教員研修センター	58	0.0	0.00	1.0	
勤労者退職金共済機構	274	6.0	2.19	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	53	2.0	3.77	0.0	
原子力安全基盤機構	375	7.0	1.87	0.0	
建築研究所	110	3.0	2.73	0.0	
航海訓練所	122	2.0	1.64	0.0	
工業所有権情報・研修館	110	0.0	0.00	2.0	
航空大学校	114	2.0	1.75	0.0	
交通安全環境研究所	138	5.0	3.62	0.0	
高齢・障害者雇用支援機構	1,104	49.0	4.44	0.0	
港湾空港技術研究所	105	2.0	1.90	0.0	
国際観光振興機構	119	3.0	2.52	0.0	
国際協力機構	1,326	28.0	2.11	0.0	
国際交流基金	223	4.0	1.79	0.0	
国際農林水産業研究センター	197	5.0	2.54	0.0	
国民生活センター	114	3.0	2.63	0.0	
国立印刷局	4,908	117.0	2.38	0.0	
国立科学博物館	207	5.0	2.42	0.0	
国立環境研究所	598	13.0	2.17	0.0	
国立健康・栄養研究所	83	3.0	3.61	0.0	
国立高等専門学校機構	4,141	95.0	2.29	0.0	
国立公文書館	63	2.0	3.17	0.0	
国立国語研究所	96	1.0	1.04	1.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	281	10.0	3.56	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立青少年教育振興機構	713	5.0	0.70	9.0	
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立特別支援教育総合研究所	77	2.0	2.60	0.0	
国立美術館	233	6.0	2.58	0.0	
国立病院機構	33,808	792.0	2.34	0.0	
国立文化財機構	505	9.0	1.78	1.0	注5②
雇用・能力開発機構	4,475	129.0	2.88	0.0	
産業技術総合研究所	4,697	49.0	1.04	49.0	
自動車事故対策機構	329	6.0	1.82	0.0	
住宅金融支援機構	1,011	21.0	2.08	0.0	
種苗管理センター	323	5.0	1.55	1.0	
酒類総合研究所	48	0.0	0.00	1.0	
情報処理推進機構	142	2.0	1.41	0.0	
情報通信研究機構	630	15.0	2.38	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	529	7.0	1.32	4.0	
森林総合研究所	814	15.0	1.84	2.0	
水産総合研究センター	856	13.0	1.52	4.0	
水産大学校	118	2.0	1.69	0.0	
製品評価技術基盤機構	461	10.0	2.17	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	470	9.0	1.91	0.0	